

SDGs ボトムアップ・ アクションプラン

2021

— 市民社会による
SDGs達成に向けた政策提言 —



はじめに p.3

パート1:SDGsの全体政策について

市民社会のSDGsボトムアップ・アクションプラン p.5
 バックキャスティングで課題解決を p.6
 市民社会と行政府・立法府の新しい関係性 p.7

パート2:分野別優先課題

1. みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会 p.10
 2. ジェンダー平等が実現された社会 p.14
 3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現 p.18
 4. 持続可能な経済・社会・地域の実現 p.25
 5. 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保 p.31
 6. 省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換 気候変動への取組、循環型社会の実現 p.34
 7. 生物多様性・森林・海洋等の環境の保全 p.37
 8. 平和・参加型民主主義、透明性と責任・司法アクセス p.39
 9. あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成 p.42

SDGsの達成まで残り10年となった2020年になって間もなく、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大が始まり、世界保健機関(WHO)がパンデミックを宣言してから1年以上が経過しました。この間、多くの命が失われ、経済・社会・環境の様々な面に影響が及び、すべてのSDGsの目標で進捗状況の後退が見られます。特に、女性、子ども、高齢者、障害者、移民、難民、貧困に苦しむ人々、インフォーマルセクター^(※)で働く人々など、脆弱な立場に置かれている人々が大きな被害を受けています。国連の「[SDGs報告書2021](#)」では、こうした混乱により数十年間の進歩が逆戻りする恐れが指摘されています。



国連加盟国は、必要な医療資源の供給や保健システム強化などの国際協力を進めていますが、感染拡大の対策として期待されているワクチンについては多くの国が知的財産権の保護を主張したり、自国民への供給を優先する動きが見られるなど、国連事務総長が述べるように「最後の一人まで安全でなければ、誰も安全ではない」という考えが広く共有されているとは言えません。

ヒトと動物の間で感染する「人獣共通感染症」であるCOVID-19は、私たちの暮らしや社会のあり方に根本的な課題を突き付けています。異常気象などの気候危機が続き、生物多様性が失われ、災害が多発し、国内外での格差が拡大し、脆弱な立場に置かれた人々にとってさらに厳しい状況になっています。

また、感染拡大の抑制を名目として市民の行動制限を強化したり、メディアによる情報発信を規制しようとするなど、政府による人権侵害や「市民社会スペース」の抑圧が世界的な課題となっています。人類が築き上げてきた人権規範を遵守するよう、市民社会として政府に働きかける必要があります。

いまこそ、**誰一人取り残さず、命を守り、人権を尊重し、環境を保護**するために、多様な目標を含むSDGsを基盤としたCOVID-19対策が必要です。コロナを言い訳にするのではなく、コロナに適切に対応することが、SDGsの達成にもつながります。

「SDGsボトムアップ・アクションプラン」は、日本政府が毎年発表する「[SDGsアクションプラン](#)」への市民社会からの応答として、ともにSDGs達成に向けて歩んでいくための政策をまとめたものです。

SDGs市民社会ネットワークに参加する120以上のNGO/NPOなどの市民社会団体が、私たちの目指す「誰一人取り残さない」社会の達成に向けた政策を提言しています。今回のバージョンでは、政府が示す「日本のSDGsモデル」の4つの重点事項に対して**ボトムアップの視点での重点事項と市民社会からのポイント**(p.6)を示し、**市民社会が考える優先課題分野別の政策提言**をまとめています(p.10以降)。

SDGsを達成するための市民社会からの提言として、ぜひご活用ください。

一般社団法人 SDGs市民社会ネットワーク

市民社会のSDGsボトムアップ・アクションプラン

～政府のアクションプランに**応答**しつつ、SDGs達成に向けて共に歩んでいくための政策案～

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

政府「SDGsアクションプラン2021」(2021年の重点事項)

I. **感染症対策と次なる危機への備え**

II. よりよい復興に向けた**ビジネスとイノベーション**を通じた成長戦略

III. SDGsを原動力とした**地方創生、経済と環境の好循環**の創出

IV. **一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化**を通じた行動の加速

市民社会の「SDGsボトムアップ・アクション・プラン」の重点事項 : 政府の重点事項をボトムアップで支える取り組み

SDGsの理念に基づく**COVID-19対策と社会の持続性**

COVID-19対策8原則(生命を第一に、人権尊重、平等なアクセス、比例原則、説明責任、地球規模、未来志向、悪影響なく)に基づき、SDGs実施指針5原則(普遍性、統合性、包摂性、参画型、透明性と説明責任)も含めた対策実施が求められる。

「**人間中心の社会**」実現に向けた科学技術と社会のイノベーション

科学技術イノベーション推進は、経済・社会・環境課題解決で有益面がある一方、雇用喪失や人間疎外、情報格差等による「地球規模の格差拡大」等が大いに懸念。ビジネス・イノベーションにおいても誰一人取り残さないことが必要。

地域のリソースを活用し**ボトムアップ型で災害に強く自然環境と共生**する地域づくり

先進事例の推進・横展開のみでは、取り残される地域・自治体・個人が生じ、地域・個人間格差の助長を懸念。過度なトップダウンによる地域の実情にそぐわない地域づくりの助長も危惧。

日本・世界での「**誰一人取り残さない**」ための**貧困解消・社会的包摂・差別撤廃とシステムチェンジ**

脆弱な立場に置かれたあらゆる人々や貧困層の社会的包摂も必要。SOGI(性的指向・性自認)や障害等に基づく差別撤廃も緊急課題であり、反差別法制の整備が必要。

背景

「**誰も取り残さないUHC**」完全実施

外国人・成年/未成年の女性・HIVやその他疾病当事者・少数民族・LGBTIQ・薬物使用者・高齢者・子ども・障害者等の保健・医療アクセス、社会保障制度運用を人権視点で見直し: 在留資格や言語等で課題抱える外国人、失業・不安定雇用にある人々、暴力・差別に傷つけられてきた人々のアクセス保障

公正な医療アクセスの実現

「皆が安全になるまで誰も安全でない」コロナワクチン・医薬品・医療技術等の知的財産権一時免除・技術移転・地域生産の拡大促進

困窮化を防止する対策

生活困窮者・移民労働者・脆弱性を抱える人々への支援、被害を受ける産業・中小零細企業支援

コロナ下での社会の持続性

経済危機の克服、安定的雇用の確保、持続可能な社会・経済・環境への移行促進、緊急のCOVID-19対策への多国間・二国間での支援、市民社会への支援

多様なイノベーション/事業推進

ビジネス/企業のみならず、NPO/NGO・公益法人・協同組合も主体とするSDGs取組の推進と事業/職場作りの後押し

雇用促進・格差是正

STIIによる雇用喪失可能性への対応、包摂的な雇用の推進(教育を含む)と、懸念される格差拡大への対応、地球規模の連帯税や社会保障の構想、「Society 5.0」時代の新たな労使関係の構想と実践、グローバル企業の社会的責任の確保

社会参加機会の保障

人間疎外可能性への対応策構築・提示、社会参加機会の保障(地域のNPO活動の活性化等)、すべてのSDGs達成のために成人・若者の教育が不可欠

ビジネスと人権

市民社会等とエンゲージした人権デューデリジェンスと行動計画(NAP)の着実な推進

ボトムアップ型の地域活性化

地域・自治体が最適解を生み出すための地域住民・地縁型コミュニティ組織・NPO・協同組合・労働組合・地場産業・企業・自治体などの連携による推進プラットフォーム形成、マルチ・ステークホルダー・プロセスの重要性

強靱な地域づくり

農山漁村部・脆弱層/貧困層も含めた防災・減災・気候変動対策、適正技術を活用した中山間地域の課題への取組

多様なルーツを持つ人々との共生社会形成

外国人労働者や難民を含め多様なルーツを持つ人々が担い手として協働する共生社会づくり

社会的責任調達

包括的な社会責任対応、公共調達の実施・徹底

貧困・格差の解消

政策総動員による相対的貧困率半減、外国人児童の初等・中等教育の保障

ジェンダー・SOGI・障害等に基づくあらゆる人々に対する差別の撤廃・エンパワーメント

ジェンダーや障害に基づくあらゆる差別や暴力を許さない取り組み、クォータ制を含むジェンダー平等政策、障害者雇用促進、SOGI(性的指向・性自認)に基づく反差別法制と同性的間パートナーシップ法的保護の導入、交差性・複合性差別と不平等の理解に立った差別撤廃とエンパワーメントの推進、子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃

国際協力の推進

最も疎外され周縁化されたコミュニティを優先した「誰一人取り残さない」世界実現のための開発協力とNGO主流化、教育をはじめとする基礎社会セクターへの援助増額

市民社会からの提案

SDGsを軸にした「誰一人取り残さない」基本法の制定を！

誰もが参画し、実施する
マルチ・ステークホルダー

基本法制定により、
啓発・普及から行動へ

「行動の10年」に人々の実感や
現状が反映される評価を

SDGs
推進本部・
各省庁

地方
自治体

民間
セクター

非営利
セクター

アカ
デミア

国会

基本法

政策形成
実施・評価

質・量が十分なデータ統計の公表と
それに基づくモニタリングを！

2030年の
達成された未来
**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

SDGsで目指す社会
「誰一人取り残さない」
持続可能な
社会・経済・環境
貧困や格差のない社会

参考:「2030アジェンダ」(国連、2015年)

市民社会と行政府・立法府の新しいパートナーシップを！

行政・立法・司法に加え、
市民・住民、民間企業、地方自治体
など、あらゆる人が対等な立場で
SDGsの実施に参画する必要があります。

【具体例】

- ・SDGs推進円卓会議の体制強化
・進捗/モニタリングの強化
- ・地方創生SDGsでの市民参画
- ・SDGsローカル指標策定の推進
など



パート2の表の見方



重点となる政策提言ページ

優先課題1：みんなの権利が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

大切にしたい視点
年齢・障害・先天性・国籍・民族・雇用形態など

学校でのいじめ対策と人権尊重教育の強化を

文科省の調査結果では、学校におけるいじめ認知件数、不登校の件数とも、調査開始以来最大となりました。このことは、日本において、全ての子どもが教育を受ける権利が保障されていないことを示しています。『社会性に関心を当てた施策を重視』する日本発祥によって、いじめ問題はSDGとの関連で真っ先に取り上げべき課題の一つのほうです。しかし、SDGs実施指針の具体的な施策の中には、いじめ関連の施策が含まれていません。文科省ではいじめ対策の推進策（「いじめの防止等のための基本的な方針」①）に加え、不登校に関する調査策（『不登校児童生徒への支援の在り方について（速報）』②、『教育関係関係者』③）を公布しています。しかし、これらは全国的な学歴で調査・推進されていません。上記①②③について学校現場や教職員にアンケートを行い実態を調査するとともに、認知・徹底することが重要です。さらに、これらをSDGs実施指針と紐付け、優先的に取り組みを行うことが重要です。

障害者の雇用における賃金格差を是正する新たな枠組みを構築し、障害のある男女が等しく働くよう職場における必要な支援の提供と差別解消のための措置を講じる

2011年の労働力調査によると、国民全体の就業率が70.3%であるのに対し、身体障害者の就業率は45%、知的障害者は51%、精神障害者は28.5%と、障害の有無による就業率の格差が顕著としています。加えて、知的障害者の就業率は77.8%は福祉的就労の場となっています。障害者の雇用における最低賃金減額措置は差別的であり、就労支援事業における原則1割の徴収は負担となることに加え、一般就労への移行を一層促進し、労働協約と福祉協約の有機的連携の下で必要な支援を実施する必要がある。十分な所得を得ることができるとはならない障害者の存在も、国庫補助金によるように、障害者別の女性及び男性労働者の平均賃金の差を把握し、障害者雇用における男女格差にも検証が必要です。この検証結果を踏まえ、障害者が公的部門で働く環境を整備するため、合理的配慮に必要な支援等を提供するための予算を確保するとともに、公的部門での法定雇用率を達成するための工程表を作成し、実施する必要がある。

大切にしたい視点

国内重点政策

国際重点政策

政策提言ページ

優先課題2：ジェンダー平等が実現された社会

主として国内対策

主として国際対策

障害者の権利、ジェンダー平等

【10】(1) 経済的・社会的弱者の権利の確保
 (2) 障害者に対する差別の排除
 (3) 障害者に対する差別の排除
 (4) 障害者に対する差別の排除
 (5) 障害者に対する差別の排除
 (6) 障害者に対する差別の排除
 (7) 障害者に対する差別の排除
 (8) 障害者に対する差別の排除
 (9) 障害者に対する差別の排除
 (10) 障害者に対する差別の排除

ジェンダー平等

【10】(1) 経済的・社会的弱者の権利の確保
 (2) 障害者に対する差別の排除
 (3) 障害者に対する差別の排除
 (4) 障害者に対する差別の排除
 (5) 障害者に対する差別の排除
 (6) 障害者に対する差別の排除
 (7) 障害者に対する差別の排除
 (8) 障害者に対する差別の排除
 (9) 障害者に対する差別の排除
 (10) 障害者に対する差別の排除

政府の優先課題に対応する、市民社会の優先課題

- ① みんなの権利が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会
- ② ジェンダー平等が実現された社会
- ③ すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現
- ④ 持続可能な経済・社会・地域の実現
- ⑤ 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保
- ⑥ 省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換・気候変動への取組・循環型社会の実現
- ⑦ 生物多様性・森林・海洋等の環境の保全
- ⑧ 平和・参加型民主主義、透明性と責任・司法アクセス
- ⑨ あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成

* 政策提言ページでの各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

優先課題1.

みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

年齢、障害、先住性、国籍・民族、雇用形態など

学校でのいじめ対策と人権尊重教育の強化を

文部科学省の調査結果では、学校におけるいじめ認知件数、不登校の件数とも、調査開始以来最大となりました。このことは、日本においても、全ての子どもが教育を受ける権利が保障されていないことを示しています。「次世代に焦点を当てた施策を重視」する日本政府にとって、いじめ問題はSDGsとの関連で真っ先に取り組むべき課題の一つのはずです。しかし、SDGs実施指針の具体的施策の中に、いじめ関連の施策が含まれていません。文部科学省はいじめ対策の諸施策（「いじめの防止等のための基本的な方針」①）に加え、不登校に関する諸施策（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」②、「教育機会確保法」③）を公布していますが、これらは全国の学校で周知・徹底されていません。上記通達（①②③）について学校管理職や教職員にアンケートを行い実態を調査するとともに、周知・徹底することが急務です。さらに、これらをSDGs実施指針と紐付け、優先的に取り組みを行うことが重要です。

障害者の雇用における賃金格差を是正する新たな枠組みを構築し、障害のある男女が等しく働けるよう職場における必要な支援の提供と差別解消のための措置を講じる

2011年の労働力調査によると、国民全体の就業率が70.3%であるのに対し、身体障害者の就業率は45.5%、知的障害者は51.9%、精神障害者は28.5%と、障害の有無による就業率の格差が歴然としています。加えて、知的障害者の就業の77.8%は福祉的就労の場となっています。障害者の雇用における最低賃金減額措置は差別的であり、就労支援事業における原則1割の徴収を撤廃するとともに、一般就労への移行を一層促進し、労働施策と福祉施策の有機的連携の下で必要な支援を受けながら働き、十分な所得を得ることができる新たな枠組みの構築が求められます。国際指標8.5.1にあるように、障害者別の女性及び男性労働者の平均時給の実態を把握し、障害者雇用における男女格差にも検証が必要です。この検証結果を踏まえ、障害者が公的部門で働く環境を整備するため、合理的配慮や必要な支援等を提供するための予算を確保するとともに、公的部門での法定雇用率を達成するための工程表を作成し、実施する必要があります。

優先課題1.

みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

年齢、障害、先住性、国籍・民族、雇用形態など

外国籍の子どもたちに義務教育と日本語教育を含む総合的支援を

日本に住む外国籍の児童・生徒のうち、6人に1人(約16%)が義務教育である小学校・中学校に不就学状態になっています。また、170万人以上の日本で育った人びとが中学校を実質的に修了しておらず、約80万人の日本に移住した成人の外国人が生活や仕事において読み書きや計算に苦労しています。

すべての外国籍の子どもたちに義務教育の保障をしてください。また、日本語教育をはじめ母語や継承語での教育とともに、かれらの文化を理解する活動や専門スタッフの配置などを通して、外国籍の子どもたちが安心して学ぶための総合的な支援が必要です。

障害がある人となない人との格差の状況を明らかにし、所得を保障するための適切な措置を講じるとともに、障害者の社会参加における多様な費用負担の軽減措置の見直し及び拡大を図る

障害者は非障害者に比べて所得が低く、さらに障害のある女性は一層厳しい貧困状況に置かれる傾向があります。障害厚生年金と障害基礎年金の受給者は約170万人ですが、8割以上が基礎年金のみの受給者です。これは国民全体の平均月収の1/3、1/4という低水準です。また、多くの障害者が低賃金の福祉的就労の下で長期にわたって働いています。工賃月額が障害基礎年金と併せても国民全体の平均月収の半分にも至りません。ターゲット17.18の障害を含むタイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる観点からも、障害者の生活実態の把握と、格差の是正が重要です。

開発協力での後発開発途上国および社会的脆弱層への支援の主流化

二国間・多国間援助で、貧困格差やLGBTなど人権侵害を被っているコミュニティへの支援、各国の人権状況改善やそのための法整備支援、社会的認知の支援などが求められています。日本NGO連携無償資金協力等でも重点化すべきです。

優先課題1. みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

<p>SDGs推進における市民社会、特に社会的脆弱層、若者、地方の参画の強化:</p> <p>SDGs推進円卓会議への市民社会の参画に加え、女性、LGBTQ+の人々や子ども、障害者、外国人等、脆弱な立場にある人々や若者、地方で活動する団体など声が届きにくい人々を含めたマルチステークホルダー会合を持ち、SDGs推進の政策策定過程への当事者の参画を確実にする。</p>	<p>生活保護の捕捉率をあげる:</p> <p>公的扶助の利用者は207万人(2020年1月)であり、2年前より5万人(2.4%)減少している。捕捉率が3割程度と言われ、また基準額の減額が続いている。</p> <p>低所得世帯への塾代支援:</p> <p>自治体ごとの低所得者や生活保護世帯向けの塾代支援などの枠組みを全国的なものに。</p>	<p>技能実習制度に関わる人権侵害の防止・保護・救済:</p> <p>権利に関わる脆弱性を抱える外国人労働者の中でも、技能実習生は人権侵害に遭いやすい。技能実習生を人権侵害から保護する仕組みの確立、救済へのアクセスの保障、二国間取り決めの締結や送り出し国からの受け入れ停止が必要。企業はサプライチェーンでの技能実習生・外国人労働者の人権状況を確認し、人権侵害を排除すべき。特に女性の実習生が妊娠・出産で不利益を被ることがないように権利保護の制度およびアクセスについて周知するとともに、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを保障する。</p>	<p>現地のニーズ、文化・社会背景に沿った適切な教育支援の展開:</p> <p>日本型教育の海外展開推進事業(EDU-Portニッポン)の展開にあたり、現地の子どもたち・人々のニーズ、文化・社会的背景を適切に把握するためにも、事業地における人々・市民社会の参画を確保し、適切にモニタリングを行うことが重要である。</p>
<p>子どもの貧困削減のための生活・経済的支援等の強化:</p> <p>「子どもの貧困対策推進法」・同大綱の通り、保護者の就労・経済的支援等の包括的施策が必要。2019年に改正された目的規定と基本理念に沿った支援が重要である。</p>	<p>包括的な差別禁止法の制定:</p> <p>障害者差別解消法は施行されているが、日本にはまだ一般的・包括的な差別禁止法が存在しない。不平等の是正に関する目標10や法の下での平等を求める目標16に則り、早急に策定を進める必要がある。</p>	<p>学校教育での人権教育の充実強化:</p> <p>義務教育における道徳教育等に人権教育・ジェンダー平等教育を位置づけ、効果的に実施する。また、教員自身が人権に敏感となり、差別を撤廃し、平等意識の向上に資するような研修の充実強化が必要である。</p>	<p>基礎教育援助の拡充:</p> <p>日本のODAに占める基礎教育(幼児・初等・中等・成人識字教育)援助額の割合を現状の2.7%からDAC加盟国平均の4.2%までに増額すべき。COVID-19による学校閉鎖中に遠隔教育を通じた子どもの学びの継続を支援しているGlobal Partnership for Education(GPE)およびEducation Cannot Wait(EGW)への拠出金を増額すべきである。</p>

優先課題1.

みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

衡平な就学機会の保障と就学支援の拡充:

義務教育でも、公立の学校教育費、給食費、障害児の普通学校通学費など修学にかかる費用の多くを家庭が負担。義務教育の完全無償化、普通学校での合理的配慮提供を視野に入れ、就学支援の拡充を。

SDGsの推進と障害者権利条約の履行:

SDGsの推進で障害者が取り残されないために、「第4次障害者基本計画」に加え、障害者権利条約の内容に即して国内法を見直し、SDGsの実施計画を立てる必要がある。

難民受け入れ体制および難民申請者の待遇改善:

日本の難民認定には、不法滞在を取り締まる法務省入国管理局ではなく、別の独立した機関による法手続きから自立支援までを含む対応が必要です。また、難民申請中の外国人の収容および収容所での待遇は人権を著しく侵害しており早急な改善が必要である。

障害のある子どもも原則として自分の住む地域の通常学校・学級に通うこととするインクルーシブ教育制度の実現を:

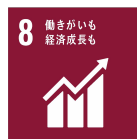
障害者権利条約では、障害のある者とない者がともに学ぶ、インクルーシブな教育を行うことが明記されている。また文部科学省は、2013年に改定された学校教育法施行令で、本人・保護者の意見を可能な限り尊重しつつ総合的な観点から判断して就学先を決定する仕組みとした。しかし、通常学校で必要な学級規模の縮小が行われていない、バリアフリー化など基礎的環境整備が不十分、合理的配慮が十分ではないといった状況がある。障害のある児童生徒も原則として自分の地域の通常学校・学級に通うこととするインクルーシブ教育制度実現のため、法制度の改革・通常学校の合理的配慮提供と環境整備が重要である。

公教育支出の増加と教員の労働時間の削減を:

日本の公共教育支出のGDPに占める割合は、OECD加盟国の中で最低の2.9%（平均は4.0%）と少なく、教育費の家計負担の割合が高いため貧困層と富裕層の教育格差が大きい。また教員の待遇の悪さももたらしており日本の前期中等教育の教員一人あたりの生徒数は32人である（OECD平均23人）。日本の教員の年間労働時間は1,883時間でOECD平均より200時間も多い。公教育支出を増やし、家計負担を下げるとともに、教員の増員と労働環境の整備が求められる。

優先課題2. ジェンダー平等が実現された社会

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

ジェンダー、性的指向・性自認など

コロナ禍からの復興におけるジェンダー主流化の推進、ジェンダー視点に立った対応の強化

- 新型コロナウイルス感染症の影響がとりわけ女性に深刻に出ている中、全ての政策に対してジェンダーの主流化方針を徹底する。貧困、教育、人権、平和、災害、環境などのSDGsの諸課題を、ジェンダーを軸に横断的に取り組む。
- ジェンダー視点に立った感染症対策、紛争・災害対応、緊急・人道支援の強化を行う。将来の感染症への備えに対するジェンダー視点からの対策、政策を策定し、体制を構築する。
- 感染症危機下で一層可視化された固定的な性別役割分業や世帯単位の問題点を踏まえ、平常時のジェンダー差別や慣習・制度の見直しなど構造的な問題に取り組む。
- コロナ禍に関し、特に女性や脆弱な立場にある人々への経済・社会的なインパクト調査に基づき必要な支援策を策定・実施する。特に、就職氷河期世代、性的マイノリティ、ひとり親家庭など脆弱な立場に置かれている人々の権利と生活の維持のための対策を緊急に強化する。
- 平時から、特に緊急時には、医療・福祉の最前線で働く女性労働者の待遇改善と育児負担の軽減に配慮する。
- 女性・少女の自殺者増加に関する調査・対策を講じる。

優先課題2. ジェンダー平等が実現された社会

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

教育の機会均等、ジェンダー教育・性教育の充実:

- 入試における女性差別を始めとする教育機会の格差を解消する。
- 女性のSTEM(科学・技術・工学・数学)分野の参画を促す措置を講じる。
- 義務教育において、アンコンシャス・バイアスを是正するジェンダー教育、包括的性・セクシュアリティ教育、デジタル・リテラシーについての教育を充実させる。同時に教師・保護者・監護者への研修を行う。

雇用、経済分野のジェンダー格差の解消:

- ILO 条約「雇用と職業差別の禁止」(111号)、「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」(190号)を批准し、働く全ての人の保護を図るハラスメント禁止法など国内法を整備する。
- 男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法その他関連法の下で努力規定を強化し、性別職域分離の撤廃、同一価値労働同一賃金の原則を推進する。
- 公的機関、企業など組織における従業員及び管理職における男女比、及び男女賃金格差の開示の義務化。
- 役員、管理職に占める女性の割合を増やす。
- 採用・昇進におけるジェンダー差別の実態を把握し、差別解消に向けた取り組みを進め、広く社会に開示する。
- 非正規雇用者の待遇を改善し、差別待遇の事例には雇用主への罰則強化を。ギグエコノミーなどデジタル化の進展に伴う不安定な雇用のジェンダー別影響に関する調査の実施と対策をとる。

ジェンダー視点に立った紛争・災害、気候変動への対応、緊急・人道支援の強化:

日本及び開発途上国において、「パリ協定」、「仙台防災枠組(2015-2030)」の目標達成をジェンダーおよび多様性の観点で実施し、ネットワーク・連携を強化する。

「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画」の策定と実施への支援を強化する。

2020年に世界流行した新型コロナウイルス(COVID-19)に関し、特に女性や脆弱な立場にある人々への経済・社会的なインパクト調査を実施し、早急に必要な支援策を策定・実施すると同時に、将来の感染症への備えに対するジェンダー視点からの対策、政策を策定し、体制を構築する。特に、緊急時医療・福祉の最前線で働く女性労働者の待遇改善と育児負担の軽減に配慮する。

開発途上国におけるジェンダー平等のためのプログラムの実施:

- ODAにおけるジェンダー平等と女性エンパワメント、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの実現を目指す事業への拠出率・額を増やす数値目標を設定する。
- 開発協力において、SDG5「ジェンダー平等と女性・少女のエンパワメント」および「女性の活躍推進のための開発戦略」に基づいたジェンダー主流化の実施を加速する。
- 開発協力を通じてあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を根絶するための対策を強化する。
- 開発協力を通じてジェンダー平等な教育環境を目指し、全ての女子が初等・中等教育を修了できるよう支援する。
- ITなどの適切な職業教育を支援し、経済的な自立を支援する。
- 開発途上国において「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画」の策定と実施への支援を強化する。

優先課題2. ジェンダー平等が実現された社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

ジェンダーに基づく暴力対策:

- ジェンダーに基づく暴力禁止法を定め、処罰規定・民事救済を盛り込む。
- 刑法の性交同意年齢の引上げ及び強制性交等罪における「暴行・脅迫」要件を撤廃し、性的同意のない性行為を犯罪化する。
- 公訴時効の撤廃、地位関係性を利用した性犯罪規定を創設する。
- 国際基準に基づく性暴力被害者支援センターを開設する。
- オンライン上の性暴力、ハラスメントの処罰を可能にする法制度・政策を早急に策定する。
- 女性・少女の性的対象化やジェンダー・ステレオタイプを助長する公共の場での広告やコンテンツ、メディアを規制する。
- 障害のある女性への暴力、特に施設における暴力を防止するため、福祉施設での同性介助を標準化する。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)の実現:

- SRHR(性と生殖に関する健康と権利)推進のため若者向けクリニック設置を推進する。
- オンライン処方を含む緊急避妊薬へのアクセスを改善する。
- 刑法の墮胎罪を撤廃する。
- 人工妊娠中絶の必要要件から「配偶者の同意」を削除する。
- 未成年者の妊娠・中絶については、本人の自己決定権を保障し、妊娠・出産による退学処分が起きないよう教育権を保障する。

女性への差別的な法制度や有害な慣習の根絶:

- 夫婦同氏の強制、女性のみのも再婚禁止期間などの民法におけるジェンダーの不平等をなくす。
- 戸籍法による「嫡出」か否かの差別・出生届の差別記載を廃止する。また、続柄欄・戸籍筆頭者欄を廃止する。
- 祭祀に関する権利の継承(民法897条)の「祭具・墳墓の所有権は慣習に従う」との規定を廃止し、先祖の祭祀の主宰者における女性差別的慣習・慣行を修正する。
- 年金制度、災害弔慰金、災害障害見舞金などで、世帯主とその他家族の支給額格差をなくし個別給付を実現する。また、世帯主が代表して受給することをやめる。
- 公的機関及び企業での採用における性差別を禁止し、罰則を含む性差別禁止法を制定する。
- 大相撲の土俵上への女人禁制などの差別の慣習・慣行・偏見をなくす。
- 女性皇族への差別を見直し女性皇族の人権を保障する。
- 包括的な性差別禁止法を制定する
- 女性に差別的な法・制度を撤廃または改正する(戸籍法、民法(夫婦同姓原則、再婚禁止期間、祭祀に関する権利の継承)、皇室典範)
- 女性に差別的な制度・政策を是正する(政府の給付金等の受給権者が世帯主と指定されることから講ずる問題)
- 女性に差別的な慣習・慣行を是正する(土俵上への女人禁制)

女性の政治、決定参加の推進:

- 2030年までの早い段階で、具体的に年数を区切った上で、指導的地位に女性が占める割合を数値目標として掲げる。
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」を義務化する。
- 女性議員を増やすため、国および地方議会において、クオータ制度を導入する。
- 誰もが立候補でき被選挙権を行使できるよう、供託金低減等の選挙制度を改善する。

優先課題2. ジェンダー平等が実現された社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

移民女性に対する対策:

- 「移住グローバルコンパクト」をはじめ、移民女性の人権を保障し、保護につながる国際規範の周知と取組を推進する。
- 多言語対応により支援情報へのアクセスを改善する。
- 特定の民族や移民女性に対するあらゆるヘイトスピーチやハラスメント、偏見を煽るようなメディア報道を規制する。

女性差別撤廃条約の完全履行と選択議定書の

- 批准:**
- 女性差別撤廃条約の完全履行。特に女性差別撤廃委員会からの最終見解を実現する。
 - 選択議定書を早期に批准し、女性差別撤廃委員会の個人通報制度や調査制度を利用できるようにする。

ワークライフ・バランスの徹底:

- 長時間労働の解消、ワークライフ・バランスの徹底、育児・家事及び介護等の無償ケア労働の評価、性別間の偏った負担の解消を進める。
- 育児・介護休業制度を取得しやすくする環境整備と支援策をさらに推進する。
- マタニティーハラスメント、育休を取りたい男性に対するハラスメントを禁止する。

高齢者単身女性の貧困:

- 高齢単身女性の貧困率が高い水準であるため、厚生年金のさらなる適用拡大、高齢者向け生活保護制度の見直しを進める。

性的指向・性自認に関わる差別の解消:

- LGBTQの人びとなどの性的指向・性自認に関する差別をなくすための理解増進および「LGBT法律」を制定する。
- 同性婚の制度化を促進し、同性間パートナーシップの公的承認と権利を保障する。
- 性的マイノリティの人々が、雇用や、仕事、経済、社会保障、生活面等で、不当解雇や雇い止めなど含めた差別や不利な状況に陥らないためのオンライン相談窓口などを設置する。また、被害を受けた場合の、従来の救済制度によらない、公的生活支援制度等を充実させる。相談窓口からあげられた相談案件は、個人情報伏せて、社会課題の改善に取り組む。
- 厚生労働省などの公的機関は、性的マイノリティ雇用を支援している企業に認証マークを与え、広く社会に開示する。
- 職業安定法に性的マイノリティの項目を充実させ、有料職業紹介事業者にも、不当な扱いをしないよう、厚生労働省は指導する。

複合差別／交差的な差別の防止及び救済:

- 国連の勧告に基づき政府による公的調査により実態を把握したうえで、障害者を含むマイノリティ女性等に対する教育、健康、雇用上の差別の解消及び暴力の防止に努める。
- 技能実習生や留学生など移民女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを保障する。
- 性的指向・性自認による差別を解消し、権利を保障する法制度を確立する。

ジェンダー統計:

- あらゆるデータにおけるジェンダー統計の取得。特にSDGs等国际比較に必要な統計の整備やマイノリティ女性の雇用や暴力被害などに関する統計を充実し、格差分析、政策立案につなげる。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

高齢化、経済状況、障害、国籍・民族、情報、保健医療アクセス、社会的・環境的要因など

包括的な地球規模感染症対策により、急性感染症に対するレジリエントな対応を

(パンデミック対応能力強化)

(強くしなやか)

地球規模感染症(パンデミック)への対応については、以前から国際保健政策の主要課題として挙げられていたにも拘らず、「新型コロナウイルス感染症」(COVID-19、2019年コロナウイルス病)の拡大に対して、日本を含む多くの国々が、「社会的距離戦略」に基づく外出制限措置や多くの経済活動の停止などの緊急的な措置の導入を余儀なくされています。この事態を踏まえ、COVID-19への緊急および中長期の対策を国際的な協調のもと、迅速かつ包括的に行うと同時に、この経験を総括して、保健分野のみならず、社会・経済・環境を含めた包括的なシナリオを準備し、地球規模感染症に対して、グローバル・ローカル双方で強くしなやかな対応をもって克服できるようにする必要があります。

(1)保健分野

◎地球規模感染症への対応は予防やケアを含むPHC、診断、治療、重症化した際の高度な医療、十分な数の個人防護具(PPE)やマスクなどの確保、人権と最大限の社会へのアクセスを保障された隔離施設の確保を含め、質の高い検査・ケア・医療サービスに無料または安価なアクセスを、必要とする人すべてに保障するUHCの整備が必要です。

◎地球規模感染症の拡大に関して、影響を受けやすい社会集団を含むステークホルダーの参加・連携・協力により、段階を追ったシナリオを設定し、社会・経済的対応も含めて早期から段階を追って対応できるようにするなど、地球規模感染症への準備度を向上させる取り組みが必要です。

(2)社会福祉・社会保障および経済政策との連携

◎地球規模感染症は全ての人の社会生活や経済活動に大きな影響を与えます。上記シナリオ等を踏まえ、「誰も取り残さない」観点から、感染症の進行段階に対応して、社会福祉、社会保障対策、および経済政策を連動させて、最も弱い立場に置かれている人々を含む、全ての人の正常な社会生活、経済活動、人権を守る包括的な対応計画を立案・形成する必要があります。

(3)研究開発とアクセス

◎地球規模感染症の克服には、早急な治療薬とワクチンの開発および必要とする人々へのアクセスの保障が死活的に重要です。これについて、既存の国際機関、国内外の公的な資金拠出機関、民間財団、研究機関、民間企業、製品開発パートナーシップ(PDP)等との連携により、新感染症の登場からすぐに研究開発を加速できる国際的な体制の構築と、事前買い取り制度(advanced market commitment)など研究開発へのインセンティブの確保、さらに、必要とする人が、開発された新薬やワクチンに迅速かつ無料または安価にアクセスできる制度の確立が急務です。

(4)パンデミック対策の財源確保のための国際連帯税など革新的資金創出の検討

◎上記対策には、膨大な資金がかかります。実際に、COVID-19は経済活動の停滞により多くの損失を生じさせ、それを穴埋めするためにさらに多額の経済政策の動員を不可避としています。こうした資金ニーズに対処するため、国際連帯税をはじめとする地球規模での革新的資金の創出、また、新感染症蔓延による経済の低落に備える何らかの多国間および国別の資金プールの設置などを含む、大胆な政策展開が必要です。この面で、国際的なリーダーシップをとる必要もあります。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

高齢化、経済状況、障害、国籍・民族、情報、保健医療アクセス、社会的・環境的要因など

東京栄養サミット2021に向けたリーダーシップとコミットメント

2021年12月に開催される「東京栄養サミット2021」に向け、各国政府をはじめとするあらゆるステークホルダーの資金と政策のコミットメントの動員を目指した日本政府のリーダーシップが必要です。加えて、日本政府として、コロナ禍で大きな課題となる飢餓・栄養不良・食料不足への対応とコミットメント、また肥満や非感染性疾患を予防する社会環境・食生活環境の整備といった課題への取り組みが求められます。

SDGsの17目標すべての達成に欠かせない栄養不良改善の取組のため、栄養サミット主催国として①新たな資金コミットメント、②UHCの中に明確に栄養を盛り込む省庁横断的な戦略策定と連携体制の強化、③モニタリングとレポートの改善、が求められます。また発育障害や子どもの肥満、非感染性疾患の防止のためには、食事習慣や適切な栄養指導が必要であり、NGOや栄養士などを含む専門性を持つステークホルダーとの協力が不可欠です。さらに、食生活に関する選択肢が少ない状況に置かれている都市貧困層に対しては、非感染性疾患の原因となる因子(塩、砂糖、トランス脂肪酸、アルコール等)の需要および供給の削減と、より栄養価が高く非感染性疾患を生じさせない食物の選択肢の確保が不可欠であり、そのためには、食品・飲料産業の生産・販売戦略の見直しや協力、政府による規制強化も必要です。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

高齢化、経済状況、障害、国籍・民族、情報、保健医療アクセス、社会的・環境的要因など

「誰も取り残さないUHC」実現のための支援

UHC達成に向けて、日本政府は引き続きリーダーシップを発揮し、各国政府が国家保健計画を策定し、保健に対するGDP5%以上の国家予算の投資を行い、衡平な方法により国内資金動員を促進し、医療費の利用者負担の撤廃や強固なアカウントビリティ・メカニズムの構築を行えるように支援してください。またこうしたプロセスにおける市民社会の参画を促進してください。また、日本NGO連携無償や草の根技術協力でUHC・保健課題を重点化し、日本のNGOによるUHC関連プロジェクトの実施を拡大することが必要です。草の根・人間の安全保障無償で保健案件を重点化し、現地NGOが日本のODA資金により簡便かつ透明性のある形でアクセスできるようにし、日本と現地のNGOの協働によるコミュニティUHC促進イニシアティブ形成をしてください。そして、最も疎外され周縁化されたコミュニティを優先した「誰も取り残さないUHC」取り組みへの支援が重要です。特に、女性や少女、移住者・移民・難民・出稼ぎ労働者や移動する人々、少数民族、HIV陽性者、LGBT、薬物使用者、高齢者、子ども、障害者等へのUHCの実現が必要です。

AMR(薬剤耐性菌)対策へ一層のコミットメント

「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2016-2020)」に基づく、対策が進められていますが、第2次AMRアクションプランにおいては、適切な「成果指標」を設定、抗菌薬事業を持続的に支える「インセンティブ」を整備、抗菌薬の「安定的な供給」を担保、そして抗菌薬の適正使用を推進できる「人材」を育成することが求められています。また、ワンヘルスのコンセプトに則った医療だけでなく畜・水産や環境分野も考慮した取り組みの推進が求められています。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

質の高いプライマリー・ヘルス・ケアを核としたUHCの推進:

UHCの中で十分に議論されていない、予防やコミュニティベースの保健への取り組みを重点化し、持続可能な資金的・技術的支援を行う。

性と生殖に関する健康と権利(SRHR)の推進:

包括的性教育を小学校から導入、特に若者に向けた、避妊や中絶の情報を含む正確なセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスサービスへのアクセスを推進する。緊急避妊薬(アフターピル)の市販化や経口妊婦中絶薬(ミフェプリストン)の承認を進める。

日本などが開発する新薬・新規保健技術へのアクセス改善:

日本や他のアジア先進国などで開発された新薬・新規診断・医療技術の途上国における迅速な普及促進のための統合的な政策の策定と実施。この際、これらの新規技術の「地球規模の公共財」としての側面をどのように実体化するかを含めて検討する必要がある。

栄養改善のための農業;孤児作物の見直し:

特定の地域で栄養価の高い、昔から摂取されてきた現地にあった作物で、近代的な生産の改良の対象などになっていない作物(孤児作物)を見直し、食料の安全保障や栄養改善にもつなげる。アフリカでは既にコンソーシアムなども見られる。

疾病の回復だけではなく健康寿命の延伸:

疾病の治癒と生命維持を目的とした「キュア」に加えて、生活の質の維持・向上を目的とした「ケア」の重要性をより高く位置付けることが求められる。生活の質の維持・向上は、身体的、精神的、社会的観点、すなわち人間の尊厳が考慮されることにより達成可能なものである。

日本での外国人医療の促進:

外国人労働者の保健医療サービス(リプロダクティブ・ヘルスを含む)へのアクセスの保障。さらに、病気やけがを理由とした解雇や帰国といったことが起こらないよう制度の変更をする必要がある。また、一部の自治体で行っている「未払医療補填制度」について、全国レベルでの政策を策定し、普及させる。

アフリカ、アジア太平洋地域における顧みられない熱帯病(NTDs)対策支援の強化:

アフリカおよびアジア太平洋地域において、ODA事業など日本政府が主導するNTDs対策支援活動を、市民社会と協力しつつ強化する。日本のスタンス・強みを活かしたNTDs対策事業活動への取り組みに主体的、戦略的に取り組む。

アジア太平洋地域の結核候蔓延国での結核対策支援の強化:

アジア太平洋地域で結核が高蔓延の状態にある中所得国のグローバルファンド資金からの「移行」に協調し、結核対策システムの強化を中心に、日本周辺の高蔓延国の中蔓延国化を図る。アジア太平洋結核対策イニシアティブとして戦略的に実施。さらに、結核の診断と治療を拡大し、薬剤耐性結核を含むAMRや他の感染症に対処する。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

ポストCOVID-19で危惧される非感染性疾病(NCDs)への備え:

コロナ禍で不透明な社会経済状況が長期化していることによるメンタルヘルスへの悪影響や、長期間の外出自粛で非感染性疾病(NCDs)の悪化や新規罹患が増大していることを踏まえ、(1)予防手段の啓発や取り組みの実施促進、(2)医療機関へのアクセス方法の周知、アクセスの簡便化などを図る必要があります。特にCOVID-19による医療需要がある程度縮小した段階でNCDsやメンタルヘルスの予防・診断・治療の需要を吸収できるような保健医療財政とキャパシティの拡大が必要です。

外国人移住者が適切な保健医療サービスにアクセスできるよう制度の変更:

国内で急速に増える外国人労働者や技能実習生、留学生に対し、とりわけ、日本での外国人医療の促進や、日本での外国人医療の「医療通訳」の新設・拡充、すべての人にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスサービスを含む必要な医療保健サービスを提供する仕組みづくりを行う必要があります。

社会保障制度の持続可能性:

保健医療や公衆衛生を含む社会保障制度は、憲法第25条に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するものです。政府・地方自治体は、COVID-19の教訓を踏まえ、地球規模感染症への対応力強化をも視野に入れ、感染症対策を含む公衆衛生への取り組みの強化、COVID-19対策による生活困窮に対する、公的扶助を含む社会保障制度の最大限の活用、国民・市民やコミュニティレベルでの保健にかかわる自助・共助の活動に対する資金的・技術的な支援が強化される必要があります。一方、COVID-19の教訓を踏まえた住民参画型での地域包括ケアシステムの再構築や、関連する諸制度との連携・協働の促進が図られる必要があります。社会保障制度の持続性の観点については、COVID-19の教訓を踏まえて、市民が質の高い保健医療にアクセスする権利の保障を前提に、「財政均衡」にとどまらない観点から「持続可能性」の考え方を再定義し、健康への権利の主体である国民・市民と責務履行者としての政府・地方自治体の関係の在り方について熟議し、合意を形成していく必要があります。

ライフコースに寄り添ったメンタルヘルスへのサポート:

メンタルヘルスに関わる課題は国や地域・年齢・性別に関係なく誰しも共通する課題である。特に生産年齢人口におけるメンタルヘルス不調は経済活動にも影響を与える。また高齢期の認知症についても長寿化する社会において、1人ひとりのQOLに大きく影響する。プライマリケアのレベルにおいて、それぞれのライフコースに合わせた形でメンタルヘルスへのケアが受けられる体制が必要である。また、COVID-19の影響によってメンタルヘルスへのさらにリスクは高まっており、若年層においてもその傾向は顕著である。一般的にすべてのメンタルヘルス不調を抱える人の半数が15歳より前に、75%が成人期初期までに発症していることを鑑みると、こども・青年への追加的な対応策を検討する必要がある。

中所得国におけるHIVの「対策の鍵となる人口層」(キー・ポピュレーション)対策支援:

社会の中でHIVなどの感染症に脆弱な状況に置かれている「対策のカギとなる人口層」について、日本の保健ODAの取り組みの柱の一つとして支援。特に現地市民社会・当事者組織を支援できるよう、日本の既存の二国間援助スキームを改革するとともに、この取り組みを実現できる人材の育成なども行う。ODA本体事業としての実施、NGO連携無償を活用した日本のNGOを経由しての実施、草の根・人間の安全保障無償の改善による現地NGOの支援など、複数のチャンネルによる支援を検討する。また、HIVに関するキーポピュレーションに加え、COVID-19に関わるキーポピュレーション(高齢者、都市貧困層、貧困なNCDs患者、大気汚染による疾病の患者、ホームレス状態にある人等)を含める。

オールジャパンでのアジア・太平洋地域のマラリア排除達成:

産官学・NGO協働で、①ODA案件等によるマラリア対策事業を通じて、「取り残された人々」の必要不可欠な公共医療サービスを提供する、②①の達成のために現地のニーズと新技術開発及びその技術・製品の普及を推進する。

WHO NTDs新ロードマップ(2021-2030)への協調:

WHOが本年公開する「顧みられない熱帯病(NTDs)対策支援への新たなロードマップ」に関し、このロードマップの実現に向け世界からの支援を取り付けるためのサミットに日本政府として参加し、サミットで出される宣言に署名する。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

貧困層の医療アクセスの向上のための統合的取り組み：

低所得者層の国民健康保険・国民年金等へのアクセスの改善、生活保護制度「医療扶助」へのアクセスの簡便化を含め、各種制度を組み合わせ柔軟に活用する。

中山間地域に在住の高齢者の保健・医療アクセスの支援：

COVID-19で大きく後退した高齢者のQOLについて、ワクチン接種による感染や重症化の防止が進んでいることを踏まえ、ワクチン接種や様々な防疫活動によって作り出される均衡状態のもとで、地域包括ケアの再建をどのように実現できるかを検討し早急な回復を図る。

2030年までの三大感染症の終息と多国間資金拠出機関への資金ニーズへの対応：

グローバルファンド(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)への第6次増資の誓約額について、2021年度補正予算にて完了させるとともに、同補正予算により、グローバルファンドのCOVID-19対応メカニズム(ACTアクセラレーターの診断、保健システム等の資金)への相応額の拠出を行い、ACT-Aの診断・治療・保健システムの不足分の解消にリーダーシップを発揮する。

途上国の保健医療施設における水・衛生のアクセス改善：

後発開発途上国の保健医療施設の50.4%において、敷地内で清潔な水を利用することができず、世界の3分の1の保健医療施設で適切な手洗いができていない。新型コロナウイルス感染症、また将来的なパンデミックに備えるため、①UHC関連施策のなかで保健医療施設の水・衛生を重点課題とする、②各国政府による保健医療施設の水・衛生の改善を支援、③保健医療施設の水・衛生の重要性を国際社会に発信する。

「医療通訳」の新設・拡充：

増加する外国人労働者や旅行者が安心して質の高い医療にかかれるように、医療通訳制度を設置・普及する。

生命が健やかに暮らす環境で育てられた食へ：

効率化およびコスト削減優先の工業的な食料生産のシステムをシフトし、生態系を守り地域で育つ動植物／農作物との一体性および命のつながりを重視した健やかな環境で育てられた安全、安心な食による健康の増進が重要である。

医薬品に関わる知的財産権保護の緩和や技術移転による公平なアクセスの促進：

二国間・多国間の貿易交渉において、途上国における医薬品アクセスの普及を妨げる知的財産保護制度の要求を行わないこと、またTRIPS協定における新型コロナウイルス感染症に関わる知財の保護を一時的に免除する提案を支持すること。その他、途上国への技術移転等、医薬品への公平なアクセスを促進するための国際社会の取り組みを主導・支持・支援すること。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現



* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

子ども、妊婦、胎児などもとも化学物質の影響を受けやすい人を基準とした化学物質対策:

IARC(国際がん研究機関)が発がん性2Aに指定したグリホサートを含む除草剤、他の殺虫剤、農薬、香害を含む化学物質過敏症に関連する化学物質等について、影響を最も受けやすい人を基準とした包括的な健康影響の検証、規制を実施する。

PHRIによる1人ひとりのエンパワーメント:

必要な時に、適切な方法で医療にかかるための「上手な医療のかかり方」を1人ひとりが実現できるように、その理解を促進し、不安を払拭できるような当事者参画の、ポストCOVID-19における医療提供体制と個人のあり方を変える開かれた議論が求められる。また、病院や薬局が保存・保管している個人の医療データ(PHR: Personal Health Record)を患者・当事者が管理することにより自分自身をより深く理解し、自ら意思決定ができる環境や具体策を生み出すためのマルチステークホルダー参画による開かれた議論が求められる。

患者・当事者のヘルスリテラシー向上と医療従事者への教育の拡充:

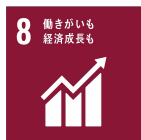
患者・当事者と医療従事者が治療やケアについてともに考え、協働し、臨床現場において合意形成を行える状態を目指す。そのためには、医療従事者への教育を通じて患者・当事者の社会的、経済的、心理的に置かれた立場への理解を促すとともに、患者・当事者のヘルスリテラシーの向上を推進すべきである。

保健安全保障の徹底と備え:

COVID-19をはじめとする急性ウイルス感染症や、エボラウイルス病などの重篤なウイルス感染症などについて、「アウトブレイク対策」にとどまらず、そもそもアウトブレイクが起こらないようにしていくことが必要。特に、エボラウイルス病等の場合には、アウトブレイクのリスクが高い地域の自然環境(熱帯林および生物との関係)、社会、文化、政治、経済、軍事、および当該地域社会がこれらの課題をどのように認識・把握しているかに注目し、特にリスクの高い地域における恒常的な取り組みによって、エボラウイルス病や急性ウイルス感染症疾患に対してレジリエントな社会を構築することが目指される必要がある。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

少子高齢化、第1次産業、バリアフリー・ユニバーサルアクセス、零細・中小企業、科学技術の倫理・法・社会的側面など

地方自治体におけるローカル指標の策定推進

地方自治体地方自治体に取り組むべきアクションの一つの柱として「ローカル指標の策定」と「指標の可視化による参加の促進」を打ち出してください。地域の担い手が減少する中で、地域の持続可能性を測るローカル指標を参加型で策定し、それを広く市民が共有できるよう可視化することにより、参加とパートナーシップを促進することが重要です。地域の幸福実感を高め、次世代に繋ぐコミュニティを醸成するために、市民によるローカル指標の可視化は、地域社会への参加意欲の向上に有効であり、そのために必要な人材や予算の確保が望まれます。

いかなる障害のある人にとっても、障害のない人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信、並びに公共スペース及びサービスへのアクセスができるようバリアフリーなまちづくりの加速化が必要です

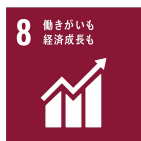
鉄道については、全国の駅のバリアフリー化ははまだ45.7%であり、特に地方はバリアフリー整備が大きく遅れています。鉄道駅でのホームドアや音響式信号機の設置、空港のアクセスバス・長距離バスへのリフト付きバス導入など、SDGs指標11.2.1で達成を目指す公共交通機関へのアクセスを増大させる取り組みが必要です。加えて、アクセシブルな物品、製品、サービスの開発・普及を図るために、アクセシビリティ要件を定めた公共調達法の法制度の整備や、行政・事業者等あらゆる関係者にアクセシビリティに関する職員研修受講を義務付けるなど、障害者の移動の権利と情報へのアクセシビリティ権利を保障するためのバリアフリーなまちづくりの加速化が必要です。

脱炭素化ビジネスへの速やかな移行を

持続可能な社会への転換に資するビジネス・雇用の創出のため、現在のエネルギー多消費産業構造から、脱炭素化ビジネス(再生可能エネルギー・省エネルギー関連産業)への転換を軸に、地域・コミュニティ主導で地域の活性化を図り、公正な労働の移行ができるよう政策を推し進めてください。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

少子高齢化、第1次産業、バリアフリー・ユニバーサルアクセス、零細・中小企業、科学技術の倫理・法・社会的側面など

ボトムアップの地域活性化のためのマルチステークホルダー・パートナーシップを

地域代表として政府の審議会に参加している委員などの多くは、地方の経済界の代表や有識者などであり、地域で様々な課題に実際に取り組んでいる市民社会の団体などの代表者はメンバーに入っていないことが多いです。特に、地域の活性化に関する審議会など、政策決定に影響のある委員会や機関などには、地域の社会福祉協議会の代表や、NPO・住民団体の代表、協同組合の代表など、市民社会団体の代表者が必ず入るようにしてください。また、政府や地方自治体の審議会等に関して、委員における女性の割合が5割になるようにしてください。

最低賃金額の抜本的な引き上げと、不法な長時間労働の捕捉・規制を

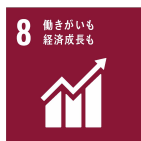
日本の法定最低賃金額は先進国中最低に近く、その賃金額でさえ、守られていない企業も多く存在しています。厚生労働省の「賃金センサス」および「就業構造基本調査」から推計すると、2009年度の調査で、最低賃金以下で働かされている雇用者が全労働者の2.6%、132万人もいるといわれています。法定最低賃金額の引き上げは、下落が続いている実質賃金額全体の上昇にもつながるとともに、労働者の生活水準をあげ、「誰一人取り残さない」という目標を達成するのに貢献します。実際、政府も企業の高い内部留保率を批判していますが、法定最低賃金額を引き上げることで、経済の好循環につながるはずです。

地域における公共交通や移動販売などの生活インフラの維持と移動の自由の維持を

日本の公共交通は、公共と銘打たれながらも民間企業によって支えられています。今回の新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛要請で、バスやタクシーなどの公共交通の利用が減少し、その経営は危機的な状況となっています。公共交通が途絶えると、その手段しか移動手段がない地域は移動の自由を奪われることとなります。その維持については、行政による支援が必要です。また、近隣に買い物のできる場所がない地域においては、自家用車や免許を持たない方にとっては公共交通または移動販売が唯一の買い物手段となります。インターネットの普及が進んだとはいえ、生鮮食品の購入は困難であり、またインターネット販売の利用は通信環境の問題と、高齢者などは技術面でも困難です。こうした生活インフラの維持も民間と協働しながら行政機関で支援する政策を進めてください。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

少子高齢化、第1次産業、バリアフリー・ユニバーサルアクセス、零細・中小企業、科学技術の倫理・法・社会的側面など

国際的に認められている先住民族の自己決定権を基盤とする諸権利を保障する

2007年に国連で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」には、世界各地に存在している先住民族が持つ諸権利とそれらを保障する国家の責任が世界共通の基準としてまとめられています。日本では、2008年になってようやく政府がアイヌ民族を先住民族と認め、2019年に制定された「アイヌ施策推進法」において法律の条文にはじめて先住民族と記述されましたが、この法律はアイヌ民族に先住民族の諸権利を保障する内容にはなっていません。また、琉球民族は国際的には日本の先住民族として位置付けられていますが、政府はそれをいまだに認めていません。先住民族が長い年月をかけて培ってきた自然との関わり方や社会のつくり方には、私たちの社会を持続可能な開発へとシフトさせていく上での大きなヒントが含まれています。先住民族の声に真摯に耳を傾け、その権利を保障することが必要です。

地域の相談員の調整・開拓・創出コスト3割の実現

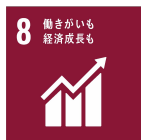
周辺化された方々を支える仕組みは近年、整備されてきました（生活困窮者自立支援法・ひきこもり対策推進事業・地域福祉相談支援体制構築モデル事業等）。これらの取り組みは、相談から各支援メニューにつなぐフローになっていますが、地域においては繋ぎ先のメニューが充分とは言えず、開拓や創出する事が必要になっています。これらの従事者が対人援助（相談）以外の、地域でのリソース創出と地域ごとの支援政策を整える事に取り組める為のコストを、各制度に組み入れた設計にしてください。

「ビジネスと人権に関する行動計画」の推進とフォローアップの実施

2020年10月、政府が発表した「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」をあらゆるステークホルダーの参画のもと遂行し、既存のギャップを埋めるための議論を含めたフォローアップが必要です。また、欧州で活発化する法制化の動きも受け、人権デューデリジェンスの法制化の議論についてもあらゆるステークホルダーの参画のもと進めることが重要です。外務省には、「行動計画」を推進する円卓会議のメンバーとして、その場を十分に活用して取り組むことを求めます。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

少子高齢化、第1次産業、バリアフリー・ユニバーサルアクセス、零細・中小企業、科学技術の倫理・法・社会的側面など

自然資本をビジネスに主流化

自然資本とは、人々に一連の便益をもたらす天然資源（植物、動物、鉱物等）のストックを指し、経済活動を含むあらゆる人間活動の基礎になっています。バリューチェーンが持つ自然資本への影響と依存度を理解し、自然資本を保護・持続可能に利用する対策を講じることが、様々な業種のビジネスにおいて不可欠です。

SDGsの実現に直結した企業ガバナンス改革のルール作りに主導権を

SDGs時代、企業も刹那的な「時価総額経営」の問題点に気づき、「ESG経営」に活路を見出しつつあります。この機を逃さず、「格差是正」「持続可能な社会・経済・環境」など、SDGsの視点を企業ガバナンス改革に大胆に導入することで、日本が世界に先駆けて、SDGs時代の創造的資本主義のパラダイムを切り開いていく可能性が見えてきます。

例えば、労働分配率の向上のために、役員報酬を従業員の賃金とリンクさせてコントロールする、社会価値の創出を人事評価基準に含めるといったことや、社会課題の解決をミッションとする企業法人形態を制度として導入することを検討する、といったことが挙げられます。

また、SDGs時代において、企業行動に「違い」を作り出すには、現在の、短期的な利益創出と中長期的な社会価値の創造のトレードオフ関係を乗り越える努力が必要です。SDGsの「普遍性」「統合性」に着目し、各目標間のトレードオフ関係に配慮して包括的な問題解決を追求する取り組みの標準化、規格化（例：コンセプト規格）は重要です。

こうした情報は囲い込まれたり、高額で取引されるのではなく、オープンソースとして提供されることが大事です。

途上国・新興国の農業・食料分野の零細・中小事業振興・起業の支援の重点化を

途上国では農村から都市への人口流出が加速しています。これに対して、農村部での農業・食料分野での零細・中小企業の事業振興・起業（MSME）の支援を強化することが必要です。若者がより積極的に農業分野に従事できるようになることで、食料生産や流通の向上、雇用の改善などを実現することができます。日本企業の進出支援のみならず小農など脆弱な人々に裨益するような途上国自身の産業を育て、それと日本企業との連携を追求することも重要だと考えられます。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

科学技術イノベーション(STI)の導入による倫理的・法的・社会的影響およびその政治的インパクトについての調査・研究の実施:

今後10年のSTIの導入は、個別の直接的メリットとは別に、大きな社会的変動を生じさせる。SDGsの「持続可能性」および「貧困・格差の解消」におけるSTIの正負の影響について調査し、各方面でどのような政策が必要なのか学際的に検討する。

公的資金を投入するSTIに関する透明性と説明責任の確保:

STIの優先分野、開発内容、開発理由、開発主体等の情報公開、およびその決定過程における多様なセクターの対等な関与を保障する仕組みが必要である。

企業によるSDGsへのインパクトの増進・本質的な取り組みの促進に主導的役割を:

社会貢献、社会的責任、価値創造、「ビジネスと人権」等に関わる企業の活動が、実際にどの程度SDGsの達成や「持続可能な社会・経済・環境」の実現、効果を上げているかを測定し評価するツールおよびベンチマークを形成し、それをESG投資など資本市場での評価と結びつける取り組みが始動している。「ソサエティ5.0」を呼号する日本が、これらの、企業行動に「違い」を作り出す可能性のあるプロセスに参加し、主導的役割を果たすことで、世界の未来をともに作る可能性が開ける。なお、企業行動のSDGs貢献の効果に関する情報は、オープンソースとして提供されることが必要である。

STI導入の負の側面を克服し、新たな社会に移行する具体的方策の検討・策定と導入:

STI導入の負の側面として懸念されている大量失業、格差の拡大、再生不能資源の消費の拡大、人間疎外などについては、(1)教育・雇用・包摂、(2)希少金属のリサイクルの徹底、(3)再生可能エネルギーの効率性の飛躍的拡大等の技術イノベーション、(4)人々が自らの問題を発見し、主体的に取り組み、解決できるような地域・社会的コミュニティの形成や社会参画の拡大、など、とりうる政策的手段を総動員して、STI時代の「新しい社会」への平和的移行に取り組む。NGO/NPOや協同組合、労働組合、宗教団体等、社会セクターと政府・企業等との連携を最大限強化する。

食料主権に基づく小農支援と地域の活性化:

2019年に始まった「国連家族農業の10年」および、「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」を支持し、国内外を問わず、地域の人びとが何をどのように作るかを決定し、そのための土地と手段を維持し、それらを後世に引き継ぐ権利の保障とその実践を通じた地域の活性化を図る。

一方向的な経済成長から、「最適な経済規模 (Optimal Scale of Economy)」への移行:

経済発展の目標を最適な経済規模にシフトし、各国、各地域の実情に合わせてきめ細かな目標を尊重し、経済活動の質の転換と地域資源の循環を作り出す活動を促進する。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

公共調達における社会責任調達の確立：

SDGsの達成に向けて、あらゆる公共調達が社会責任調達となるよう包括的な施策を講じる必要がある。政府調達においてもまず政府自らが実践し、補助や交付の形で自治体に託される資金についても、同様に社会責任調達を進めてその状況を公開していくことが重要である。

脱炭素化ビジネスの育成のための環境整備：

省エネ・再エネ関連産業を育成するための市場環境(カーボンプライシング等)や、技術障壁への対応(系統連系強化など)、関連するビジネスへの移行支援を実施する。

まちづくり条例へのSDGs視点の導入：

すでにいろいろな施策が実施されているが、それらをSDGs視点で捉えなおし、2030年までの持続可能な社会の達成を目指す。

途上国での適正技術(中間技術)の導入に関する二国間・多国間援助での支援：

「最新技術」にこだわらず、地域のニーズに基づいた「中間技術」「適正技術」での導入を支援するイニシアティブを形成する。

自然資本の主流化：

様々な業種のビジネスに対し、「自然資本プロトコル」を用いて自然資本への影響と依存度を評価し、適切な対策を経営戦略に盛り込むことを求める。

非正規公務員のディーセントワーク実現を：

地方の公共サービス安定化、包括的な地域づくりのため、地方公務員の3人に1人という非正規公務員の格差是正が重要である。

自然資本勘定の導入による、地方創生施策の展開：

自然資本の財務的な価値を明らかにすることで、地域の価値を再定義する政策を全国的に導入することが重要である。

STEM教育の推進を通じて既存のデジタルリテラシーの格差を縮小：

遅れている中高年女性のデジタルリテラシーを向上できるような環境を整える。

優先課題5. 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

災害に対する脆弱性、人権、スフィア基準など

スフィア基準：人道憲章と人道支援における最低基準

ハード面の「防災」に加え、被害を最小化させるソフト面の「減災」「適応」への取り組みを

激甚化、また頻発化する災害について、「ハード」のみで対応しようとすると、莫大な資金と時間がかかり、気候変動や新規の科学技術導入に伴う想定外の産業災害などへの対応がおろそかになります。国連の「人間の安全保障」の防災・減災アプローチの実現として、危険の未然回避、現場レベルでの防災・減災アクション、地域・自治体・企業等の連携を、強力に促進する必要があります。策定が進む避難行動要支援者の個別計画については関係者で共有されることが重要です。また今後養成される「防災スペシャリスト」や「災害専門ボランティア」は、単に養成で終わるのではなく、各地域で継続的な連携が担保されることが重要です。さらに、「防災・減災・復興における男女共同参画」を進め、仙台防災枠組に掲げられた合意の履行を加速化することが必要です。

海外でも災害が多発しています。「減災」支援と被災者の貧困対策の強化を

日本ばかりでなく世界中で、気候変動により激甚化したと推測される洪水、熱波、干ばつ等の被害が多発しています。これらの被害に最も弱いのは、国内外問わず貧困層です。特に、途上国における社会的脆弱層の多くは農業など自然資源に直接かかわる産業で生計を立てている場合が多く、一度の災害で住居・仕事をいっぺんに失い、さらなる貧困に陥る恐れもあるだけに、開発援助における「防災の主流化」はますます重要になっています。ゴール13の「気候変動」のみならず、ゴール1「貧困」、ゴール2「食料・飢餓」、ゴール5「ジェンダー平等」、ゴール8「経済・雇用」、ゴール9「レジリエントなインフラ構築」、ゴール11「持続可能な都市」など、他のゴールとの関係も見ながら、資金供与・技術移転・能力開発等の包摂的な対策をすることが、「誰も取り残されない」といった観点からも非常に重要です。

優先課題5. 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

災害時に取り残されがちな「住民・地域」における備えの強化:

防災教育の推進、避難行動要支援者やジェンダー、多様性の視点を入れた地域防災計画の策定と自主防災訓練、避難行動要支援者情報の整理、福祉避難所の協力施設拡充を含む避難所の整備徹底、復興期における多様な課題への対応などが求められる。

行政・NPO・災害ボランティアの連携の全国規模での制度化:

昨今の自然災害対応(西日本豪雨や台風19号など)を見ても、ニーズの声すらあげられない災害弱者の存在が顕著である。避難所としての協定を自治体と結んでいる社会福祉施設も、平常時からキャパオーバーしていることがまま見られるため、バックアップ体制(ヒト・モノ・カネに加えて専門性等)を早急に整える。

ジェンダーをはじめ災害弱者の視点を有する「防災スペシャリスト」「災害専門ボランティア」の養成:

自治体職員の中で養成される「防災スペシャリスト」、および地域住民の中で養成される「災害専門ボランティア」について、その育成やあらゆるレベルの意思決定の場において、女性及び多様な災害弱者の参画を促進させる。また、被災に関するジェンダー統計の収集と分析及び公表を行う。

途上国での有償資金協力によるインフラ支援の改善:

社会環境配慮ガイドライン等の順守、インフラ案件に関する地域住民の参画の保障、インフラ支援に関わる反腐敗メカニズムの整備、現地のニーズに合った適正技術を導入する。

気候変動適応策等への支援実施:

各主体の気候変動への適応策やコミュニティのレジリエンスの強化についてのノウハウや技術支援を実施する。

地方自治体への防災・減災施策と障害者総合支援法とを関連づけて、障害者の参画に基づいた防災政策を実現:

災害に関わる「事業継続計画」の義務化は進展しているが、実施体制の遅れは近年の災害で立証されている。自治体における防災計画策定にあたっては、高齢者や障害者、病人などの避難行動要支援者の視点を重視する。

地域コミュニティにおける防災対策事業や災害前の復興計画作りに資金を計上する:

内閣府の「事前防災・減災推進のため」の事業に加えて、地元行政と地域コミュニティが主体となり、被災前から積極的に防災の主流化を盛り込んだ防災まちづくり計画を実施できるよう、支援する。

優先課題5. 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

原発に関わる地域住民参加:

原発の運用及び原発事故・災害の対応において、少なくとも立地30キロ圏内の自治体や住民が意思決定に参加できる仕組みを整備する。

レジリエント防災・減災:

①避難所運営におけるスフィア基準遵守促進のための啓発活動、②各自治体レベルで、「受援」「脆弱者保護」も考慮した多様なステークホルダーの日常的な連携体制を促進する。

気候変動リスク・災害の情報

発信・共有:

気候変動の影響を未然に回避するために、気候関連のリスクや災害に関する情報を把握し、それらの知識、対応策について、国・自治体・企業・地域コミュニティらが連携して、情報発信をする。

国及び地方公共団体における防災・減災に関する審議体の構成員として障害者及びその家族が実質的に参画するよう措置を講じる:

東日本大震災では障害者の死亡率が被災住民全体の約2倍だったことについて、国はその検証と再発防止策の検証を行っていない。国及び地方公共団体における防災及び減災に関する審議体の構成員として障害者及びその家族が参画し、人命最優先の観点から行政が保有する個人情報をも有効に活用する手立てについて平時から協議し、地域防災計画に組み入れる必要がある。安全で、適切な支援が得られる福祉避難所を増やすとともに、それに関する情報を平時から市民に提供する。仮設住宅の基本形をバリアフリーにするための実効性のある措置を国として公示し、普及するよう措置を講じる。防災計画策定への包摂的な参加の保障を求める。

防災に関する開発協力に

おいて、防災インフラ(ハード)だけではなく、ソフトの導入や、ODAを通じた普及を行う:

例えば、災害ボランティアセンターや自主防災組織、ハザードマップなどの仕組みや手法など、ハード対策とソフト対策のベストミックスを日本の知見を踏まえて海外に伝え、事前防災の段階から人道的観点並びに多様性を考慮すべく、日本のODA事業にNPO/NGOの参画を促進する。

気候変動の影響緩和のための

温室効果ガス排出削減の促進:

気候変動の影響緩和のために、温室効果ガス排出削減をさらに大胆に進める。

気候関連リスクに関する国・地域の計画策定:

気候関連のリスクへの対応策について、横断的な計画を国・地域の適応計画として策定し、新たな知見の獲得に応じて改定する。

優先課題6.

省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換、気候変動への取組、循環型社会の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

気候変動、脱炭素社会、エネルギー転換など

パリ協定に基づく「脱炭素社会」の実現を

日本は、2030年に46%削減(2013年度比)、2050年ネットゼロのGHG排出削減目標を掲げているが、その実施のための道筋は十分に描けていません。パリ協定では、今世紀後半にGHGの排出を「実質ゼロ」にすることに合意しました。そのための各国の行動は、日本を含め、現在全く足りないと指摘されており、これを締結した日本はさらなる行動強化のため、パリ協定と統合的に実施を進めていくプロセスを国内で導入し、脱炭素化のための省エネ・再エネ・燃料転換、さらにはあらゆる部門での対策を強化する必要があります。

国内外におけるフロン・メタン等のCO2以外の温室効果ガス削減対策の強化

気候変動による被害を防ぐには、できるだけ多くの温室効果ガス(GHG)を世界全体で迅速かつ効率的に削減する必要があります。世界全体のGHG排出量の約3割がエネルギー起源CO2以外のGHGが占めます。メタンは世界の排出量の15%以上を占めます。フロン類は、温室効果が同量のCO2の数百～数万倍もあります。CO2以外のGHGの途上国での削減はコストがそれほど高くないとの試算もありますが、コストが高いとの先入観もあります。気候変動枠組み条約(UNFCCC)ではフロン類のうちハイドロフルオロカーボン(HFC)が扱われるため、モントリオール議定書対象フロンであるクロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)対策が注目されないことも課題です。よって、コスト計算も含む研究を進めつつ、フロン・メタン等の他のGHGの国内外対策支援の強化も急務です。

自然エネルギー100%推進と、途上国脆弱層を含むエネルギーアクセス・気候変動適応策の確保

気候変動による被害を防ぐには、化石燃料の割合を段階的に減らし、自然エネルギー割合を100%に向け増加させていく必要があります。ただし、それに伴う課題(貧困層の生活・雇用への悪影響や生態系への悪影響の回避等)解決を目指していくことも必要となり、自然エネルギーへのシフトに加え、省エネルギーに着実に取り組んでいく必要があります。

一方で、途上国等ではそもそもエネルギーへのアクセス自体ない人々も多く、誰も取り残さない観点から、あらゆる人々の安全・安定的なエネルギーアクセス確保のための支援が必要です。

不確実な部分も残されていますが、国内外での異常気象による被害の頻発が地球温暖化の進行と深く関連しているとの認識は広がっており、これらの被害に最も弱い国内外脆弱層・貧困層を含む適応策のさらなる推進・支援が必要です。

優先課題6.

省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換、気候変動への取組、循環型社会の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

気候変動、脱炭素社会、エネルギー転換など

使い捨てプラスチックの使用を禁止し、化石資源への依存を減らし、プラスチックごみの量の激減を

国内では年約900万トンのプラスチックごみが排出されており、そのうち約400万トンが包装容器やペットボトル、レジ袋といった使い捨てプラスチックです。家庭などから出る一般廃棄物の比率が約8割を占めるといわれています。プラスチックは、リサイクル損ともいわれ、そもそも回数的にも永続的にリサイクルできるものではありません。海洋汚染や生物多様性の喪失に大きな影響を与えている。プラスチックごみをとにかく減らすことが急務であり、使い捨てプラスチックの使用禁止、プラ袋の一律有料化の徹底などのビジョンと施策が必要です。

自然生態系の機能を活用した、温室効果ガスの排出削減の推進

途上国の熱帯雨林やマングローブ等の自然生態系は、多くの炭素を貯留しています。これらの生態系を保全・回復することで、世界の気温上昇を2度未満に抑えるために必要な温室効果ガスの排出削減の30%が達成できますが、途上国への気候変動対策資金のうち2%しかこの分野に配分されておらず、ポテンシャルに見合った排出削減がされていません。日本政府には、途上国の自然生態系の保全により多くの資金を配分することを求めます。この分野への資金量を増やすためには市場メカニズムの活用も有効です。

気候変動対策のための透明性/見える化向上・あらゆる資金の更なる有効活用

途上国は必ずしもHFC等の報告義務がない等、GHGの現状把握が難しいことも、大きな課題です。効果的な世界の気候変動対策推進には、GHGの現状把握・透明性の向上が不可欠であり、GHG排出量のインベントリ・統計整備を含む、途上国の体制整備・能力開発等の支援強化が必要です。

気候変動に対処するための資金は不足しています。日本を含む先進国は途上国の対策への資金支援を行う約束・責務を有します。日本政府は、二国間協力に加え、国際機関(緑の気候基金(GCF)、アジア開発銀行(ADB)等)に資金を拠出しており、貧困層/脆弱層の適応策等強化のため、それらの機能向上を要請しつつ、更なる連携・有効活用も含めた戦略立てを期待します。また、ESG投資・グリーンボンドの推進・支援強化(エネルギー起源CO2対策に加え、適応対策・その他GHG対策を含む)も必要です。ただし、民間投資・企業取組は利益を全く考えないわけにはいかず、日本政府は、貧困層/脆弱層の適応策等推進のため、NGOとの連携の強化が必要です。

優先課題6.

省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換、気候変動への取組、循環型社会の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

パワーシフトの推進:

一般家庭、事業所・施設、自治体等が、契約先電力会社を選択する際にCO₂や大気汚染、核廃棄物などの環境負荷の低い電力供給を行う小売業者を選ぶよう促す。自治体、国公立の教育機関・研究機関・公共施設等では、こうした電力調達方針をもつことを法律で義務付けるべきである。また、民間企業、一般家庭についても環境負荷の低い電力会社を選ぶ努力義務を法律に盛り込む必要がある。

パリ協定の1.5~2℃目標に沿うよう温室効果ガス排出削減目標の引き上げ:

パリ協定では、工業化前からの地球平均気温上昇を1.5~2℃未満にすることを指すが、各国の目標を足し合わせても実現できる見込みは立たず、日本政府の2030年目標「2013年比で46%削減」は不十分である。2030年までの排出削減目標を大幅に引き上げて国連に再提出することが必要である。

ベースロード電源から柔軟な電源への発想転換:

原発・石炭といったベースロード電源を基本とする方針から、再生可能エネルギーを主軸とする柔軟な電力管理システムを基本とする方針へ転換する。

「低炭素発展開発長期戦略」の策定・定期的な改定:

2050年までの脱炭素化を目指すための戦略・計画を策定し、法定化する。

開発協力における「女性とエネルギー」支援の主流化:

都市、農村貧困層の女性が自ら活用できる再生可能エネルギー等の導入、改良かまどやソーラーなどを活かしたエネルギーの導入、およびこれらをコミュニティで使いこなせるよう支援する。

国内における石炭火力発電所の新增設規制・既設の廃止促進、石炭火力フェーズアウト計画の策定:

パリ協定達成には二酸化炭素を排出する[石炭]火力発電は新增設すべきでないという研究があり、最新型でも天然ガス火力発電所の2倍の二酸化炭素を排出する新增設は許容されないとされる。今後の排出削減目標達成・引き上げの足かせになる石炭火力の新增設規制、既設のものも含め脱石炭を進める政策が必要。また、石炭火力の2030年までのフェーズアウト計画を策定する。

カーボン・プライシング施策の導入・強化:

日本の温室効果ガス総排出量の9割はエネルギー起源CO₂である。このため、炭素(化石燃料)に価格付けを行い、省エネや再エネ導入に経済的インセンティブを付与するカーボン・プライシング施策(炭素税、排出量取引等)を導入・強化する必要がある。

自然エネルギー100%宣言の推進:

稼働時の環境負荷の低い自然エネルギー100%をめざす動きが広がっている。RE100というビジネスのイニシアティブに国内外の企業が参加している。また、NGOなどでつくる自然エネルギー100%プラットフォームには企業や自治体、大学などが100%宣言を登録しており、日本でこれらの動きを広げるべきである。

途上国における火力発電所(特に石炭)の新增設支援の中止:

途上国への火力発電インフラ輸出は、膨大なCO₂排出や環境汚染が懸念される。日本政府は火力発電インフラ輸出政策を撤回し、JBIC、JICA、NEXIによる支援をただちに中止すべきである。

優先課題7. 生物多様性、森林・海洋等の環境の保全

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

将来世代、国内や途上国の脆弱層 / 貧困層など

生物多様性の損失要因に対処して、回復の道筋に

IPBES世界規模評価(2019)では、土地利用をはじめとする生物多様性の損失の現状と要因が明らかにされ、社会変革なしには、SDG14と15を含め、SDG1、2、3、6、11、13の達成がかなわないとされています。損失要因対策に求められる社会変革を実現するための、省庁横断型のアプローチ、政府・企業・NGO・ユースなどあらゆる立場の人々が参画するプラットフォームの構築や、生物多様性の保全、主流化の取り組み、持続可能な利用の推進により社会の投資を高めていくことが必要です。

生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)に関する手法の促進を

森林や湿地、海岸林といった里地・里山・里海など「自然生態系」の恵みを活用したインフラ(生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR))は、環境や生物多様性を保全しつつ、防災・減災等の機能を発揮することができる社会資本整備の手法です。日本の豊かな生態系を生かして、費用対効果が高く、地域の経済的・社会的な価値も高めることができる生態系を活用した防災・減災の手法を促進していくことが重要です。

SATOYAMAイニシアティブの国内外での推進を

農林水産業が行われる「生産景観」は、食料生産、生物多様性・自然資本保全、生計向上を同時に達成する可能性を持ちます。日本の伝統的な土地利用からインスピレーションを得たSATOYAMAイニシアティブを推進することで、世界各地で自然保護と開発の両立を実現できます。

優先課題7. 生物多様性、森林・海洋等の環境の保全

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

「生物多様性国家戦略2012-2020」の遂行と愛知ターゲットの達成に向けた行動の加速化:

生物多様性国家戦略を視野に「生物多様性損失を止めるため効果的かつ緊急の行動を実施する」ことを2020年までの短期目標に掲げる愛知ターゲットの達成に向けた計画の確実な遂行、および目標達成を妨げる、または生物多様性保全の精神と逆行する施策、プロジェクト、計画の廃止または中断が求められる。

遺伝子操作生物に対する予防原則に基づく規制の適用:

生物種の遺伝子の構成を人為的、不可逆的に改変する遺伝子ドライブに対する規制を適用し、ゲノム編集技術を用いた遺伝子操作生物にカルタヘナ議定書の国内法であるカルタヘナ法(正式名称「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」)を適用し、適切な手続きと情報公開の対象とする。

フェアウッド導入のための法制化:

違法伐採はその国の汚職や人権侵害に繋がっているケースが多い。日本はこれら木材の輸入に関してより厳しい規制をつくるべきである。「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が2017年5月に施行されたが、「規制法」でなく「促進法」の枠組みとなったため、手放しに国内市場への違法伐採木材の流入を防ぐ効果は不十分である。

主要作物種子法廃止に関して、国内の種子を守るための政策転換を:

種子は生物多様性の根幹をなすものであるが、2018年4月に種子法が廃止された。これにより、各地域が推奨する(米を中心とする)種子を維持していくための予算が減らされる。一方、安く種子を生産・販売できる大企業が特定の種子を独占的に販売することにつながるという懸念もある。

自然資源活用における「責任ある調達」:

林産物・海産物等の自然資源の活用について、責任ある調達方針の策定を推奨する。

環境影響税の導入:

環境影響に応じた課税(環境負荷税)を導入し、自然資本への影響を価格に反映させることにより、環境負荷が少ないビジネスの創出を支援する。

有機農業を含む生態系に配慮した持続可能な農業の推進と支援規模の拡大:

農業において栽培作物および地域に飛散、浸透する化学物質を減らすため、自然の力を回復させることによる持続可能な農業とそうした農業を基盤としたコミュニティの生物多様性の確保の支援拡大および奨励措置の拡充を図る。

「国連家族農業の10年」を支持し、持続可能な農業と食料のシステムを確立する。

生物多様性ポスト2020枠組み構築と、国内施策反映への参加型プロセスの確立:

生物多様性条約第15回締約国会議にて、ポスト2020枠組みの合意が行われ、SDG14、15の一部が更新される。この検討プロセスを政府やNGO、企業、自治体等で情報共有し、日本提案などを検討し、また合意後は、日本における実施策について検討するプラットフォームを構築する。

SATOYAMAイニシアティブの推進:

2010年からの実績を評価し、国際パートナーシップ(IPSI)の活動を拡大することで、環境保全と開発が両立するモデルを世界各地に広げる。

遺伝子汚染の実態把握と防止策の実施:

港湾におけるこぼれ落ち遺伝子組み換えナタネの自生を含め、全国レベルで遺伝子汚染の実態を地域の人びととともに調査し、その結果を報告し、根本的な防止策を講じる。

海洋ごみ・プラスチック対策:

プラスチック製品の減量化に早急に取り組み、海洋汚染、化学物質汚染を減少させる。

優先課題8. 平和、参加型民主主義、透明性と責任、司法アクセス

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

グッド・ガバナンス、参加型意思決定、市民意識の醸成など

意思決定への市民社会参画の促進、透明性と公開性の強化を

SDGsは意思決定における透明性・アカウンタビリティと関係者の参画の保障をターゲットの一つとしています。日本においても、政策決定は官僚機構と立法府のみにゆだねるのでなく、早い段階から市民社会や関係する当事者等の参画を得て行われる必要があります。また、マルチ・ステークホルダー・プロセスに基づく意思決定や、意思決定におけるジェンダー平等の達成なども位置付ける必要があります。情報公開の透明性や市民社会の参画の確保について、法律に基づく、より迅速で積極的な展開により、国家の意思決定を国民・市民に開いていくことが求められます。特に、障害者・若者など社会の多様なステークホルダーが意思決定に参加できるようにする施策が必要です。

子どもに対するあらゆる暴力の撤廃と、子どもの保護に着目した国際協力を

子どもに対するあらゆる暴力の撤廃、「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ」(GPeVAC) パスファインダー国として、以下の取り組みを求めます。

- ・2021年8月に策定された「子どもに対する暴力撤廃我が国行動計画(NAP)」の包括的な取組みの省庁横断的な実施
- ・マルチステークホルダープラットフォームによるNAPの定期的モニタリング・評価・見直し
- ・SDGsグローバル指標に対応する、細分化されたデータ整備、データによる進捗管理、効果測定/評価の実施
- ・子どもの意味のある参加等を盛り込むことによる本国での取り組み促進
- ・「児童に対する暴力撤廃基金」への拠出を通じた他国への取り組み支援強化

「学校保護宣言」への支持に向けた国内関係機関との迅速な調整を

シリアやイエメンをはじめとする紛争地域では、学校が攻撃され子どもたちが犠牲となっています。また、学校の軍事利用により、学校が安全な場ではなくなっています。「学校保護宣言」とは、武力紛争下でも学校や大学は軍事目的で使用されるべきではないことを明示した国際的な指針です。同宣言は国際的に広く支持され、2021年8月現在、国連加盟国の半数以上となる111カ国、G7の中では日本と米国を除くすべての国が「学校保護宣言」への支持を表明しています。支持を表明した各国では、国内の法整備・法改正をはじめ、兵士の意識向上、実際のオペレーションに即した訓練など具体的な取り組みが進んでいます。日本政府には、2021年10月にナイジェリアで開催される学校保護宣言に関する第4回国際会議への参加と共に、「学校保護宣言」への支持表明に向けた国内関係機関との調整が求められます。

優先課題8. 平和、参加型民主主義、透明性と責任、司法アクセス

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

グッド・ガバナンス、参加型意思決定、市民意識の醸成など

紛争下にある子ども・若者、特に女の子の教育支援強化を

世界で学校に通えない子ども・若者(6～17歳)は約2億5,800万人に上り、6人に1人にあたります。長期化する紛争の影響を受ける子どもたちの状況は特に深刻で、難民の子どもの2.7人に1人が初等教育にアクセスできていません。

また、紛争下では、女の子が学校に通えなくなる可能性は、男の子に比べて2.5倍にもなります。ジェンダーに基づく暴力、早すぎる結婚といった女の子にとってのリスクが高まります。紛争下にある子どもの保護支援を拡充することに加え、特に教育支援を優先することで、これらのリスクを防ぐための強力な防御策となります。G20大阪サミットにて日本政府によるイニシアティブで策定された「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」では「すべての女児及び女性に対して包摂的で質の高い教育を推進」、「緊急下及び暴力的な状況下にある人々に質の高い教育と学習の機会を確保」が下線で強調(仮訳骨子)されていることから、その具体策として、SDGsアクションプラン2020に記載されている「女子教育支援」に加え、緊急下の教育に特化した「教育を後回しにはできない」(ECW)基金への新たな拠出を明記してください。

国際協力でも民主化・透明性・公開性・市民参画の支援を

近年、各国で政府の権威主義化が進行し、市民社会の活動スペースが政治的・経済的・社会的に圧迫される状況が多く国で生じています。また、野党や一般市民への弾圧や迫害、大統領の任期延長などによる複数政党制民主主義の形骸化や、民主的に実施された選挙結果の無効化、不正選挙などが相次いでいます。日本は開発援助等において、必ずしも被援助国の民主主義や人権状況などを重視してこなかった傾向があります。2021年6月のG7コーンウォール・サミットでの首脳宣言にある通り、日本は国際協力の面で「民主主義、自由、平等、法の支配及び人権の尊重」を進め、透明性、公開性、市民社会参画、ジェンダー平等といった点について、客観的な指標等に基づいて自らの援助戦略に積極的に位置づけ、自国の援助が被援助国における人権抑圧や独裁傾向の助長、環境や社会の破壊、戦争等に結びつかないようにする必要があります。また、被援助国に対して、国際人権規約や国際人道法などの順守、民主主義をベースとした法の支配を当該国に求めると共に、脆弱な立場に置かれた人々への影響を最小限にとどめる、的を絞った適切な制裁措置の検討が求められます。

優先課題8. 平和、参加型民主主義、透明性と責任、司法アクセス

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

「政治分野における男女共同参画法推進法」の成立と具体的な施策の実施:

法律を成立させたいうえで、世界が目指すパリティ(平等な参加)を具体的に実現する政策を導入する。例えば、クォータ制の導入、議員の出産休暇制度、育児との両立支援などを検討する。

難民支援:

国際的な水準に合わせ、受け入れ人数を増やす。現行で過剰に厳しい難民認定の審査の基準を見直す。入管行政における人権侵害をやめ、難民申請者が人間らしい生活を送り、必要な医療を受けられる環境を作る。難民申請者の情報を出身国政府に開示しない。

他国への武器輸出や他国での平和人材育成に関する政策:

「平和のための能力構築」の名の下で軍事的な協力が実施されたり、「防衛装備輸出三原則」で武器輸出や武器の国際共同開発に参入している状況を改め、武器の輸出を禁止し、多国間の武器開発から撤退する。

NPOの支援強化:

誰一人取り残さないために、あらゆる分野とエリアで活動をするのがNPOである。しかし、組織規模が小さくボランティアを基本とした運営をしていることが多く、NPOの運営支援をするNPO支援センターが各地域にある。個別のNPOを応援するだけではなく、NPOを支援する組織の拡充を引き続き行う。

差別・偏見や法制度の不備により人権が十分に保障されていない人口層の人権確立とエンパワーメント:

LGBTをはじめ、十分な人権状況を享受できていないコミュニティについて、各国における人権状況改善の状況を把握・普及し、法整備支援、社会的認知の支援などに取り組む。当事者組織やNPOとの連携も重要である。

刑法改正により性交同意年齢を「13歳未満」から引き上げる:

これにより、ジェンダーに基づく暴力への規制を強化するとともに、少女の性的搾取を許さない法環境を構築する。

刑法改正により暴行・脅迫要件を緩和する:

現行の強姦罪における「暴行・脅迫」要件を緩和し、性暴力における加害者の処罰を容易にする。

開発協力における、健全な民主主義に不可欠な市民社会活動の自由を保障する法・社会制度構築支援の重点化:

国・地域レベルのNGOネットワークとの政策対話や財政支援、市民社会とその活動に関する過度な規制の撤廃、現地NGOと日本政府のODA政策に関する対話の促進を行う。

日本国内の各種政策における「人間の安全保障」の導入:

発展途上国のみではなく国内の政策のベースとして「人間の安全保障」の理念を活用し、その考え方を国内政策にも積極的に導入する。

子どもに対するあらゆる暴力の撤廃:

GPeVACバスマフィンダー国として、我が国行動計画における①マルチステークホルダーでの取り組み、②省庁横断的・包括的な取り組み、③データ整備とモニタリング、④子どもの参加を盛り込み自国における取り組み強化、および⑤基金への拠出による他国に対する支援強化を実施する。

国際協力での汚職防止、民主主義構築支援:

より積極的な市民社会の政策立案・決定への参画や市民の政治的権利の保障を含む、民主主義制度の構築支援や選挙の公正性担保の支援の強化を行う。

優先課題9. あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021



大切にしたい視点

市民社会、「もっとも遠くにある人を第一に」など

市民社会を含めた真のマルチ・ステークホルダー・プロセスを

SDGsは「SDGs推進円卓会議」の設置をはじめ、原則としては、市民社会を含めたマルチ・ステークホルダー・プロセスで進められていますが、科学技術イノベーション、経済成長、地方創生、国際協力といった領域では、NGO/NPO、市民社会の参画が十分ではなく、企業など他のセクターに比べて軽視される傾向があります。「SDGs推進円卓会議」の積極活用、地方創生、国際協力を含むSDGs各分野の前進に向けて、市民社会を大胆に位置づけてください。また、地域課題の解決やイシューごとの課題の解決にも「円卓会議」の手法をより活用することを検討ください。

日本・世界での税制の公正化と、国際連帯税の導入を

SDGs達成には巨額の資金が必要であり、各国がODAを国際合意である「GNI比の0.7%」まで上げても追いつきません。途上国自身の資金や民間投資の多くは経済開発に向けられ、保健などの社会課題への支出が立ち遅れています。航空券連帯税や金融取引税などの国際連帯税により、国際的に公的資金をねん出し、社会課題に投資することが極めて重要です。とりわけ、新型コロナウイルスにより世界的にパンデミックが発生している今日、その実現がかつてなく求められています。

一方、世界の富の配分は逆進性が高まり、貧困・格差が加速しています。貧困や格差の少ない社会を目指すには、IMF(国際通貨基金)も言うように、所得税や法人税の累進化を強め税と社会保障による所得再分配機能を上げる必要があります。また、大手IT企業等が日本はじめ各消費地で莫大な利益を上げながら法人税を払っていないという問題があります。現在OECD/G20でデジタル課税等の国際ルールを議論中ですが、もし合意が長引くようであれば、暫定的に売上税等を課し実質的に法人税を払わせるといった手法を検討し、税の公平化と富の再分配を強化する必要があります。

優先課題9. あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

SDGsの進捗に関するフォローアップ、効果測定の方法を開発・開示:

SDGsアクションプランに掲げられている政策がどのように実施されているかの進捗を、SDGs推進本部会議およびSDGs推進円卓会議にて、半年に一度、報告する。その際、進捗が見られない政策についてはその原因を特定し、対応策の協議が重要である。

SDGs推進における社会的脆弱層の参画の強化:

SDGs推進円卓会議の構成員を、社会における実態が反映されるようにすべきである。女性・LGBT、子ども、障害者、外国人など、様々な脆弱な立場に置かれた当事者が含まれるように、構成員の人数を拡大する必要がある。

社会的脆弱性を持つ人々のエンパワーメントや状況改善のためのプロジェクトを日本のNGOが実施する:

外務省「日本NGO連携無償資金協力」とJICA「草の根技術協力」をNGOが積極的に活用し、社会的に脆弱な人々への支援を強化できるよう、申請方法を簡略化させたり、連携推進委員会やNGO-JICA協議会での議論を活性化させる。

ODAのGNI比0.7%拠出のための工程表の策定:

地球規模での開発協力を進め、国間での格差を縮小させ、人間の安全保障を実現するために、工業先進国の一つとしての責務を果たすべきである。

NGOの国際協力の地位を上げるため、担当部署を再編:

SDGs推進にあたってNGOと政府の連携を促進するために、NGO・外務省定期協議会とは別枠で、NGO担当大使とNGOの意見交換会を年2回程度、開催する。

不正資金流出の防止に向けた制度構築や取り組みの支援・能力強化:

これまでFATF(金融活動作業部会)を中心に、犯罪組織による資金洗浄およびテロ組織への資金移動への対策強化が図られてきた。今後、IT技術の進歩等により対策のさらなる強化が必要となると考えられ、日本政府としても適切な対応を遅滞なく実施する必要がある。

地方自治体で実施されている、優先課題1~8に関する施策のベースライン調査への予算措置:

地方自治体での施策に関わる調査研究について、産・官・学・市民の連携に基づき、SDGs視点から見直し、予算を付けて実施をする。

SDGsの推進と障害者権利条約の履行:

SDGsの推進において、障害者が取り残されないためには、まずは障害者基本計画の内容に即した形で、SDGsの実施計画を立てる必要がある。

基礎教育援助の拡充を:

日本のODAに占める基礎教育(幼児・初等・中等・成人識字教育)の援助額の割合は2.7%とOECD/DAC加盟国の平均4.2%よりはるかに少ない。SDG4のための多国間援助機関である「教育のためのグローバルパートナーシップ」(GPE)への日本の拠出金は年間わずか約3億円で、緊急時の教育援助機関である「教育を後回しにできない」(ECW)への拠出金はいまだにゼロ。二国間援助および多国間機関を通じて基礎教育分野の援助を拡充すべきである。

優先課題9. あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2021 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2021

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

<p>ESD・環境教育の推進: 実施指針にあるように、学校教育だけでなく、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場での実施の促進や教材の改善・拡充を行う。「ESDの推進」の文言のみならず、教員の育成や教材の支援、職場や地域、家庭でESDをすすめるための方策についても言及すべきである。</p>	<p>SDGsの育成に資する人材育成の強化: 「SDGs達成のための人材育成」について、ユネスコ関連のみならず、アクションプランの「⑧実施推進の体制と手段」にも追加し、学校教育だけでなく、より広い市民社会との連携・協力を明示する必要がある。</p>	<p>地方自治体ですでに実施されている、地域の女性活躍に関する施策の評価を、地域の女性自身が行う: 地方自治体におけるジェンダー平等政策、地方の企業における女性活躍推進法に基づく実施計画の策定を推進する。当事者を中心とした様々なステークホルダーによる施策の評価や提案を行い、地域の政策におけるジェンダー主流化の実現を目指す。</p>	<p>開発協力における、格差・不平等を克服する税制構築支援・税務執行支援・社会保障等制度支援: UHC支援の教訓を踏まえ、より総合的な税制・社会保障の制度構築支援を重点化する。また、これにより、新型コロナウイルス感染症への対応を含む開発に向けた途上国の国内資金動員を促進する。</p>	<p>国際協力省の設立と開発協力に関わる機構・仕組みの再編: SDGsへの取り組みを強化するため、国際協力を外交から切り離し、専門の省庁を設立する。「SDGs推進基本法」の制定について議論を進める。</p>
<p>「貧困・格差をなくす」、「持続可能な社会・経済・環境の構築」に関する国内指標の策定: 日本の貧困・格差、人権、人間の安全保障、持続可能性などについて、SDGsのグローバル指標で適さない点は、より適切に現状把握やモニタリングをする指標が必要。これらを立案・形成する。</p>	<p>NPO/NGOとの連携の拡大: NPO/NGOと政府との連携は、SDGs関連政策の策定・モニタリングと実施の両面において重視される、と明記すべきである。NPO/NGOはSDGs達成のための重要なパートナーと位置付け、既存の「NGO活動環境整備支援事業」予算やNPO関連予算を拡大させ、組織強化を図るべきである。</p>	<p>若者の政策決定への参画促進: ①国・地方で行われる実質的な政策の策定の場に若者が社会の一構成員として参画できる場を、SDGs推進本部を主とする政府及び行政、また地方自治体が、若者と共同して整え、保障する。その際、若者の意見をあらゆる意思決定機関に伝えるために、省庁横断的又は超党派的な意見交換の場を設置し、同時に、地方間で偏りのない若者の参画の場を保障する。若者との意見交換の場として、オンライン・オフラインの双方を適切に活用する。 ②若者の意見を吸い上げるだけでなく、政府及び地方自治体により、若者の活動の実現と継続のための資金的支援を行う。</p>	<p>紛争下や災害時におけるジェンダーに基づく暴力をなくす、また平和構築・復興のステークホルダーとして女性参加を進める: 安保理決議1325号に基づく国内行動計画(NAP)を着実に実施するとともに、モニタリング作業部会や評価委員会の意見を誠実に次期計画に反映する。また、仙台防災枠組に掲げられた合意(政策・計画・基準のデザイン及び実施への若者と女性のリーダーシップなど)を履行する。</p>	

発行日：2021年9月22日

発行元：(一社)SDGs市民社会ネットワーク

2021年9月22日版

パート1 作成担当者と所属団体(五十音順・敬称略・法人格省略)

- ・足立治郎：「環境・持続社会」研究センター
- ・遠藤理紗：「環境・持続社会」研究センター
- ・堀内 葵：国際協力NGOセンター
- ・横山泰治：サステナブルコミュニティ共創機構

パート2 提言取りまとめ団体(会員団体/連携団体、五十音順・法人格省略)

- ・開発ユニット：国際協力NGOセンター、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン
- ・環境ユニット：環境パートナーシップ会議、「環境・持続社会」研究センター
- ・教育ユニット：開発教育協会、教育協力NGOネットワーク
- ・国際保健ユニット：アフリカ日本協議会、ウォーターエイドジャパン、ジョイセフ
- ・社会的責任ユニット：社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク
- ・ジェンダーユニット：ジョイセフ、JAWW(日本女性監視機構)
- ・障害ユニット：DPI日本会議
- ・地域ユニット：上田英司(日本NPOセンター)、岡山NPOセンター
- ・ビジネスと人権ユニット：「ビジネスと人権」市民社会プラットフォーム(BHRC)
- ・貧困ユニット：自立生活サポートセンター・もやい
- ・防災・減災ユニット：防災・減災日本CSOネットワーク
- ・ユースユニット：Japan Youth Platform for Sustainability

内容に関するご意見・お問い合わせ先

(一社)SDGs市民社会ネットワーク
東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京ビル本館604号
電話：03-5357-1773
E-mail: teigen@sdgs-japan.net (久保田)

本資料は、一部地球環境基金からの助成を受けて作成しています。



*ご意見・アドバイスをいただいた
会員の皆様に感謝申し上げます。